

さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画改定方針検討業務に関する質問の回答につきましては下記のとおりです。

質問 1	質問項目	実施要領P2.3
	質問	本業務を受託した事業者は、本業務の対象校における施設の設計業務や工事請負については、利益相反の観点から受託できないと理解してよいでしょうか。
	回答	本業務を受託したことによって、対象校に対する関連事業への参加を制限する予定はありません。
質問 2	質問項目	実施要領P5.8(2)
	質問	「ア〜カ」と記載されている書類は、別表3企画提案書等一覧に記載の①〜⑥の書類と同一と理解してよろしいですか。
	回答	お見込みのとおりです。
質問 3	質問項目	実施要領P6.9
	質問	選定委員会の委員について、意図しない接触を避けるため、委員の構成（所属、役職、職種[事務職・技術職など]）を可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。
	回答	事業者選定委員会は、本業務に関連する知識・経験を有する職員等により構成する予定です。なお、公正な審査の確保及び委員への接触防止の観点から、委員の所属・役職等の詳細については公表いたしません。
質問 4	質問項目	実施要領P6.9
	質問	プレゼンテーション当日は、出席者について担当名（技術管理者など）のみを記載した名札を着用することは可能でしょうか。
	回答	審査の公平性確保の観点から、出席者の名札の表示は認めません。
質問 5	質問項目	実施要領P10.別表3
	質問	「現場責任者」は必須配置でしょうか。「技術管理者」との関係性についてご教示ください。
	回答	「現場責任者」の配置は必須ではありません。 さいたま市業務委託契約基準約款第8条において、「受託者は、業務を行う上で必要な場合において、現場責任者及び技術管理者又はそのいずれかを定めたときは、書面により委託者に通知しなければならない。」とされています。 また、本業務における「現場責任者」と「技術管理者」の関係性については、現場責任者が業務履行全般の管理を担うのに対し、技術管理者は技術面に関する管理を担うものとして、相互に連携して業務を履行することを想定しています。
質問 6	質問項目	要求水準書P2.(2)イ
	質問	ヒアリング実施対象企業数について、現時点での想定件数がありましたらご教示ください。
	回答	ヒアリング実施対象企業数については現時点では未定です。なお、提案に当たっては、仕様書に示す業務内容を踏まえ、受託者の知見に基づき必要な企業数を見込んでください。